

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(農薬等(キノフメリン等16品目)の残留基準の改正)及び「食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質の一部を改正する件(案)」(発芽スイートルーピン抽出たんぱく質)に関する御意見の募集について

令和6年11月6日
消費者庁食品衛生基準審査課

食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)及び食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質(平成17年厚生労働省告示第498号)の改正案について、下記のとおり、御意見を求めます。

1. 御意見募集期間

令和6年11月6日(水)～令和6年12月5日(木)(必着)

2. 御意見募集対象

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(農薬等(キノフメリン等16品目)の残留基準の改正)及び「食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質の一部を改正する件(案)」(発芽スイートルーピン抽出たんぱく質)について(概要)

3. 御意見の提出方法

以下の事項を記載し、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

【2】～【5】については、任意記載の項目です。

なお、電話での受付はできませんので御了承ください。

【1】 御意見

- * 御意見については、その理由も記載いただくようお願いいたします。
- * 御意見が600字を超える場合、その内容の要旨を添付していただきますようお願いいたします。

【2】 住所(法人その他の団体にあつては所在地)

【3】 氏名(法人その他の団体にあつては名称/部署名等)

【4】 電話番号

【5】 電子メールアドレス(お持ちの場合)

(1) インターネットの場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームから提出してください。

リンク：<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

(2) 郵送の場合

〒100-8958

東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館11階

消費者庁食品衛生基準審査課残留農薬等基準審査室宛て

- * 封筒表面に「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」
(農薬等(キノフメリン等16品目)の残留基準の改正)等に関する意見」と朱書きしてください。

4. 御意見の提出上の注意

提出していただく御意見は日本語に限ります。また、御記入いただいた住所(法人その他の団体にあつては所在地)、氏名(法人又は団体にあつては、その名称、部署名等)、電話番号及び電子メールアドレスは、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしかねます。また、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。